

SANKYODO PRESS

2025.

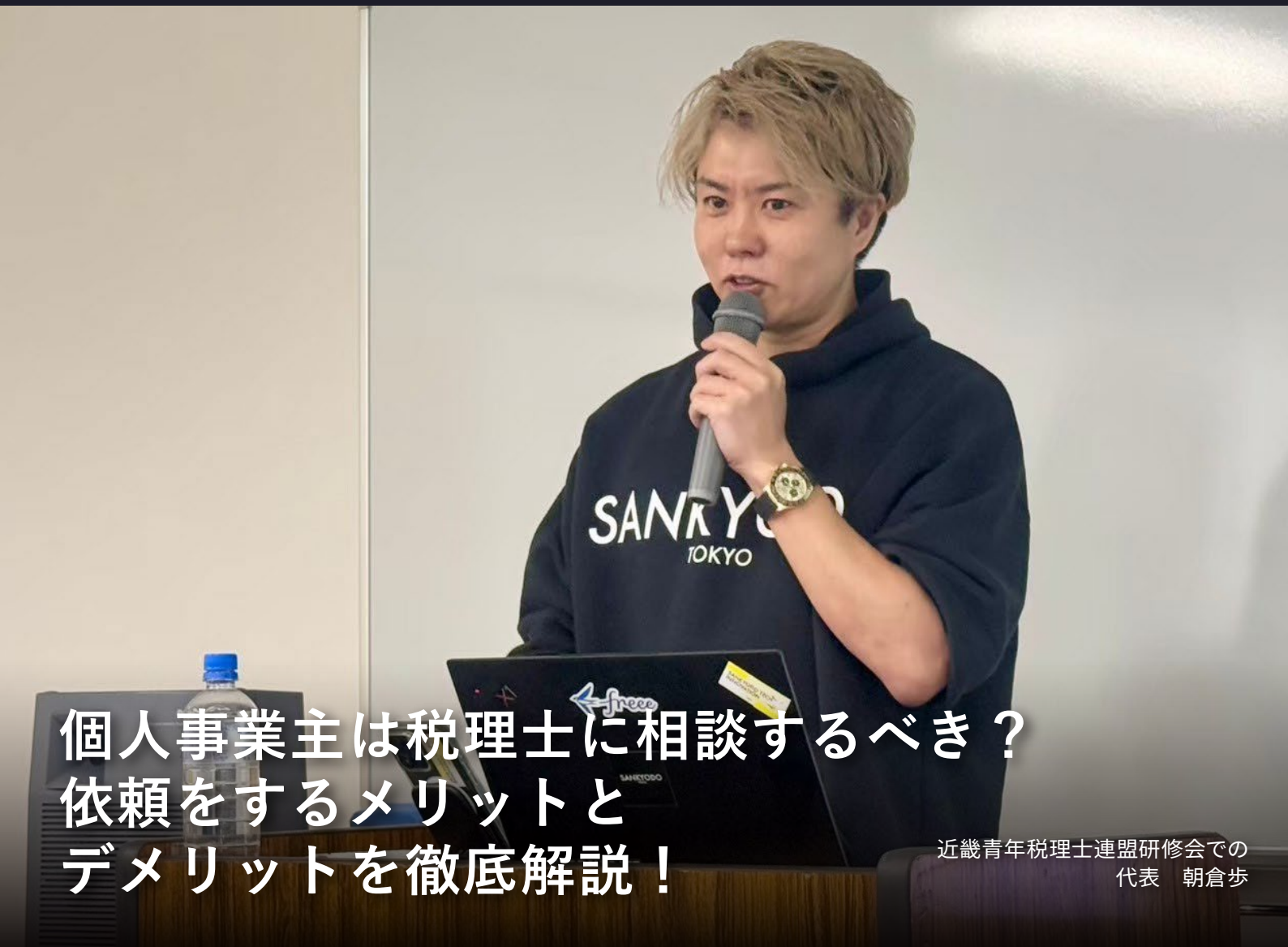
4

月号

Topics 注目トピック

注目トピック
社保 優良企業の認定②(くるみん認定)について
融資 東京23区内の制度融資オススメTOP10

メディア実績



個人事業主は税理士に相談するべき？
依頼をするメリットと
デメリットを徹底解説！

近畿青年税理士連盟研修会での
代表 朝倉歩

個人事業主は税理士に相談すべき？ 依頼をするメリットとデメリットを徹底解説！

企業が税金に関する手続きを代行してくれる会社員とは異なり、個人事業主はご自身で売上や経費を管理して申告と納税をする必要があります。帳簿や税に関する知識がある方であればご自身で経理作業ができますが、そうでない方にとって記帳や経理業務は複雑で難しいものです。

そんな個人事業主の経理業務を代行してくれるのが、税理士です。個人事業主であっても、税理士に相談して記帳や確定申告を代行してもらいべきなのではないでしょうか。

今回は、個人事業主が税理士に依頼するメリット・デメリットについて解説していきます。

個人事業主に税理士は必要？

そもそも、個人事業主に税理士は必要なのではないでしょうか。近年は便利な会計ソフトが増えてきており、売上と経費を入力するだけで確定申告ができるようになりました。したがって、そこまで規模の大きくない個人事業主であれば、ある程度は見よう見まねでも記帳や確定申告をすることは可能かもしれません。また、ある程度の売上がなければ、個人事業主に対して税務調査が入ることもないかもしれません。

しかし万が一税務調査が入って、個人事業主の確定申告や帳簿に不自然な点があった場合は、取引先にまで調査が及ぶ可能性があります。つまり、不正申告は事業主本人に対するペナルティだけではなく、取引先企業にも迷惑をかける原因になり得ます。加えて、万が一帳簿の不正が見つければ、取引先企業からの信頼が下がってしまうことも防げません。

正しい記帳や確定申告は、税務調査に備えるために欠かせないものです。税理士に依頼して正確に申告することで、ご自身だけではなく取引先企業の信頼性を担保することにもなります。税理士への依頼は必須ではありませんが、事業を継続して拡大していく予定があるのなら、個人事業主でも税理士に依頼しておいたほうが安心でしょう。

個人事業主が税理士に依頼できる3つの業務

それでは、実際に個人事業主が税理士に依頼するとき、どんな業務を任せることが可能なのではないでしょうか。ここからは、税理士が代行してくれる業務を3つ紹介していきます。下記3つの業務は税理士法2条に定める税理士業務となり、納税者本人以外は税理士しかできない業務となります。税理士資格のない税理士以外の方が無免許で行うと税理士法で罰せられる業務となります。

1. 税務代行

税務代行とは、税金の申告や申請を事業主に代わって行う業務のことをいいます。税務代行に含まれる業務の範囲は広く、税務調査の立会なども含まれます。

2. 税務書類の作成

税理士が行うメインの業務が、この税務書類の作成業務です。帳簿の作成や確定申告などもこの業務に含まれ、作成だけではなく申告や届出書の提出も代行してもらえます。

3. 税務相談

税務相談とは、税金や税務書類に関する質問に受け応える業務のことです。企業資金の調達や節税対策などの相談に乗ってくれる税理士も少なくはありません。

■ 個人事業主が税理士に依頼する4つのメリット



税理士に依頼するか迷っている方に向けて、ここからは個人事業主が税理士に依頼する4つのメリットについて解説していきます。

1. 帳簿付けや確定申告の正確性が上がる

税理士に依頼することの何よりも大きなメリットが、帳簿や確定申告などの書類を作成するときに正確性が担保される点です。「どこまで経費にしているのか」「仕訳は合っているのか」など、経理業務や確定申告について不安を抱えている個人事業主は少なくはありません。税理士に依頼すれば、こういった不安を解消して正確な帳簿や申告書類が作成できます。

とくに青色確定申告は細かいルールがあるため、知識がない方が行くと正しく申告できずに65万円の控除が受けられないケースがあります。わからないまま申告してしまうと、あとから延滞金やペナルティが科されることもあるため、税理士に依頼して正しく申告することが大切です。

2. 経理業務の負担が減って本業だけに集中できる

個人事業主の方は、日々の記帳や確定申告の書類作成などの経理業務と本業を両立する必要があります。なかには、記帳や確定申告の作業に時間を取られてしまい、本業にあてる時間が削られてしまっている方もいるかもしれません。事業や売上が大きくなれば、それだけ記帳作業が増えてしまうため、本業に大きな影響を及ぼしてしまうことになるでしょう。

税理士に依頼すれば煩雑な経理業務を代行してもらえるため、本業だけに集中できます。確定申告のために業務をストップする必要もなくなるので、本業の業務効率が大幅に上がるでしょう。

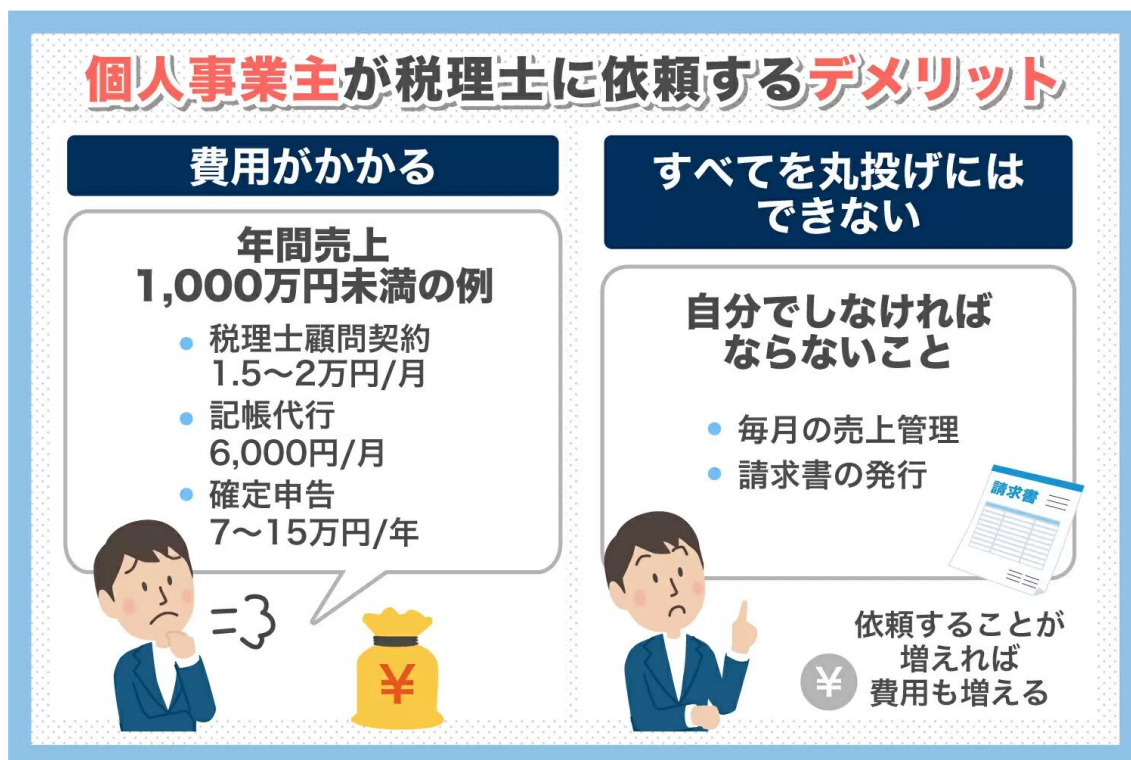
3. 正しく節税対策ができる

税理士は、税金についての知識が少ない一般の方に代わって節税対策を考えてくれます。申告の際は、経費として計上できる金額の範囲や税法上の特例など、プロならではの目線で節税できるポイントを見極めてくれるでしょう。とくに税法上の特例は、申告者が申し出ない限り適用を受けることはできません。最新の税制や節税対策に詳しい税理士であれば、もっともお得に確定申告する方法を考えてくれます。

4. 資金繰りや経営の相談ができる

税理士に依頼すると、事業の売上や経費などを集計して「月次残高試算表」や「資金繰り表」といった書類を作成してくれます。これらの書類は、事業の資金や業績を客観的データで分析するための貴重な参考資料になります。また、多くの経営者と接して財務状況を把握している税理士は、資金繰りや経営に関する悩みのよき相談相手になってくれるでしょう。なかには経営コンサルタントに強い税理士もいるので、相談業務を希望する方は+αのサービスを取り扱っている税理士への依頼も検討してみましょう。

■ 個人事業主が税理士に依頼する2つのデメリット



次に、個人事業主が税理士に依頼する2つのデメリットについて紹介します。メリット・デメリットを考慮して、税理士に依頼するかどうかを判断することが大切です。

1. 費用がかかる

税理士に依頼することになれば、当然費用がかかります。税理士の費用は事業規模や税理士事務所によって異なりますが、年間売上1,000万円未満の方は以下金額が相場の目安です。

- 税理士顧問契約の場合：1.5～2万円／月
- 記帳代行：6,000円／月
- 確定申告：7～15万円／年

白色確定申告は10万円以下、青色確定申告は10万円以上の費用が相場となります。

事業規模によっては、この税理士費用が大きな負担になってしまうこともあるでしょう。税理士に支払う報酬が捻出できるほどの利益を出せていない場合は、無理に税理士へ依頼する必要はありません。利益や業務量と相談しながら、ご自身に合った選択をしてください。

なお、デメリット回避の事例としては、税理士に依頼すると青色申告でかつ電子申告になりますので、65万円控除の適用が受けられます。課税所得が65万以上あれば、最低税率15%でも10万円近い節税になりますし、税理士費用も経費になりますので、白色申告の方は税理士に依頼して青色申告で節税するという方法も可能です。

2. すべてを丸投げにすることはできない

税理士に依頼すれば一切の経理業務から開放されるのかというと、実はそういうわけでもありません。税理士の方針や依頼する範囲によっても異なりますが、毎月の売上の管理や請求書の発行などは個人事業主自身が行う必要があるケースも多いでしょう。

税理士に依頼する業務の範囲が広くなればなるほど、費用もかさみます。最適な依頼費用を見極めるためには、任せる業務とご自身でできる業務を明確化し、税理士に依頼する目的をはっきりさせることが何よりも重要です。なお、デメリット回避という点では、1年目はたしかに手間かもしれませんが、2年目はほぼ同じ資料を送るだけで、変更点だけ伝えればよいという点はメリットがあります。また、銀行データをネットバンク登録（例えば三菱UFJの場合はEco通帳など）をすれば、自動で会計ソフトに連携してくれるので振込登録やクレジット決済に寄せることができればほぼ手作業はなくなすことができます。

税理士に依頼したほうがよい個人事業主の4つの特徴

個人事業主の場合、事業規模が小さければ個人で記帳や確定申告をすることは可能です。それでは、どんな人が税理士に依頼するべきなのでしょう。

税理士に依頼したほうがよい個人事業主の方には、4つの特徴があります。

1. 売上が1,000万円を超える方

税理士に依頼するかどうかを判断する一つの指標として、「年間売上1,000万円」が挙げられます。その理由は、以下の4つです。

1. 経理業務が増えて煩雑化していく
2. 納税額が大幅に増額される
3. 消費税についても確定申告をする必要がある
4. 税務調査リスクが大幅にアップする

とくに消費税が難しく、消費税の納税額をご自身で計算して確定申告をする必要が出てきます。この計算には消費税法の知識が欠かせないため、一般の方が正しく申告することは難しいとされています。

ここまでの事業規模があると、税務調査が入る可能性も高まります。万が一の保険という意味でも、税理士に依頼して経理業務の代行をお願いしておくとう安心でしょう。

2. 帳簿や申告について知識がない方

帳簿や申告について知識がない方も、税理士に経理業務を依頼しておいたほうがよいでしょう。知識がないと経理作業に多大な時間を費やすことになってしまいますし、間違った知識で記帳をすると脱税と判断されてペナルティを受けてしまうことがあるためです。

事業を継続しながら並行して帳簿や経理について勉強することは、個人事業主にとって大きな負担になります。もしも現在の帳簿や申告に不安が残っているのであれば、税理士に依頼して正しく経理業務を行なってもらったほうが安心でしょう。

3. 業務に追われて経理業務の時間がない方

日々の業務に追われて経理業務ができない方も、税理士に依頼したほうがよいかもしれません。とくに何ヵ月分もの領収書を溜め込んでしまう方や、毎年確定申告の直前になって慌てて会計ソフトに入力している方は、記帳や申告を税理士に任せると業務を効率化できます。

税理士に払う費用は発生しますが、「経理業務にかかる時間をお金で買う」と考えると、そこまで大きな負担にはならないのではないのでしょうか。日々の業務に追われている方は、ぜひ税理士に相談してみてください。

4. これから開業する方

これから新規開業する場合は、はじめから税理士に依頼して経理業務を任せておくといふケースがあります。開業準備で多忙なときに税務や会計のことにまで気を配るのは難しく、正しく記帳ができない可能性があるためです。開業に必要な手続きや日々の記帳、確定申告まで一貫して依頼すれば、開業したばかりの忙しい時期でも本業に集中することができます。

開業をする予定でも、そこまで忙しくなくて日々の記帳はできるという場合は、確定申告だけを税理士に依頼する方法もおすすめです。この方法なら税理士費用を最低限に抑えつつ、正確な確定申告が可能になります。

■ まずは相談を

経営の初期段階における税務支援は、信頼できる専門家との連携が鍵を握ります。私たちは、誠実かつ的確な対応をもって、貴社の発展を長期的に支援してまいります。お客様のご要望をお伺いした上で状況にあったサービス提供が可能です。気になる方は是非一度、ご相談ください。

山本美佐子

優良企業の認定②(くるみん認定)について

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が令和7年4月1日より改正されます。そもそも「くるみん認定」をあまりご存じではない方も多いと思います。「くるみん認定」は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けた証となり、広告などでアピールできるようになります。また、くるみん認定を受けた会社は下記の制度を活用できます。

1. くるみん助成金
2. 公共調達における加点評価
3. 賃上げ促進税制
4. 働き方改革推進支援資金

今回は、くるみん認定の概要及び認定の流れについてご説明いたします。

1. くるみん認定とは

(1) 概要

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。

(2) くるみん認定までの流れ

①一般事業主行動計画を作成・届出

ステップ1: 自社の現状や労働者のニーズの把握

労働者の育休業等の取得状況、労働時間の状況の把握

ステップ2: 一般事業主行動計画の策定、社内周知

ステップ3: 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

ステップ4: 行動計画の実施、効果の測定(PDCAサイクルを確立)



②くるみん認定申請

認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした場合、申請を行うことによって優良な「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

【認定段階】 ※2025年度 基準

トライ くるみん		次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 （1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であること。 （2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率、および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
くるみん		次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 （1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。 （2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率、および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
プラチナ くるみん		次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 （1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が50%以上であること。 （2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率、および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて70%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

【参考】

令和7年4月1日から 次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます。

2. くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークを付することができるもの

くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークを広告等に付し、厚生労働大臣から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつながります。

1. 商品又は役務
2. 商品、役務又は一般事業主の公告
3. 商品又は役務の取引に用いる書類又は通信
4. 一般事業主の営業所、事務所その他事業場
5. インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
6. 労働者の募集の用に供する広告又は文書

【参考】

厚生労働省 [くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークについて](#)

3. 最後に

認定を受けると、HP や労働者募集時の広告などにも記載することができ、「子育てサポート企業」としてアピールできます。また、くるみん認定と少し似ている「女性の活躍を推進している事業主」としてアピールできる「えるぼし認定」などもあります。

「えるぼし認定」も併せてご確認いただき、広告等のアピールの他、認定をうける事によって利用できる制度などもあるため、一度認定取得についてご検討されてもよいかもしれません。

【参考】

[優良企業の認定\(えるぼし認定\)について](#)



小林 信仁

東京 23 区内の制度融資オススメTOP10

全国の各市区町村では、資金繰り支援の一環として、金融機関からの融資に対する利子を補助する「制度融資」が設けられています。今回は、東京 23 区内で利用可能な（※2025 年 4 月 1 日現在）制度の中から、特におすすめのものをピックアップしました。

なお、制度をご利用いただくには、各市区町村への事前相談のほか、融資を申し込む金融機関、信用保証協会による所定の審査が必要となりますので、あらかじめご承知おきください。

オススメ度	区	融資限度額	本人負担利子	制度名	利用条件（概要）
◎	港区	2000 万円	0.1%	緊急支援融資	全国的に業績が悪化している業種と認められ、前年同期比の売上高が低下しており、かつセーフティネット保証 1~8 号のいずれかの認定を受けていること
◎	世田谷区	2000 万円	0.2%	小口零細資金	従業員数が 20 人以下であること（卸売、小売、サービス業は 5 人）
◎	品川区	2000 万円	返済 3 年目まで 0% 返済 4 年目から 0.2%	小口零細企業保証制度	従業員数が 20 人以下であること（卸売、小売、サービス業は 5 人）
◎	墨田区	1750 万円	0.2%	チャレンジ支援資金	開業してから 5 年未満
◎	練馬区	1500 万円	0.2%	景気対策特別対策	申込月の 3 ヶ月前の月を含む連続した 3 ヶ月または 12 ヶ月の期間において、前年同期と比較して売上高または利益率が減少していること。
○	新宿区	750 万円	0.6%	小規模企業資金	従業員数が 20 人以下であること（卸売、小売、サービス業は 5 人）
○	台東区	1500 万円	0.3%	小規模企業資金	資本金 1000 万円以下。従業員数が 10 人以下であること（卸売、小売、サービス業は 4 人）
○	文京区	600 万円	0.7%	小規模企業資金	従業員数が 20 人以下であること（卸売、小売、サービス業は 5 人）
○	豊島区	2000 万円	0.45%	小企業資金	従業員数が 20 人以下であること（卸売、小売、サービス業は 5 人）
○	目黒区	1000 万円	0.4%	物価高騰等対策融資	直近 3 ヶ月の売上総利益または営業利益が前年同期と比較して 5% 以上減少していること

※ご利用には当該区域内で 1 年以上事業を継続して行っている必要があります。

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2025年4月1日時点
一般貸付の基準金利	2.80～3.80%	2.80～3.80%
創業融資の基準金利	2.90～3.90%	2.90～3.90%

メディア実績

ラジオ出演



ラジオ日本
トラック王国の「Boo! Boo! Boo!」に
近藤が出演
(2025年1月)

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表
佐々木大輔社長
(2024年1月)

[動画を再生 ▶](#)



株式会社識学
安藤広大社長
(2024年4月)

[動画を再生 ▶](#)



■ゲスト出演動画
ビジネスおたくチャンネル
ゲスト出演(2023年12月)

[動画を再生 ▶](#)

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説! 「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

[ご購入はこちら ▶](#)

セミナー



フリー株式会社主催 freee 会計導入後の
バックオフィスDXの進め方セミナーに
宮川が登場
(2024年12月)



フリー株式会社主催役員報酬の
決め方セミナーに
近藤が登場
(2024年10月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年1月)



税界タイムズ
(2024年2月)



BiZUP
(2024年2月)



フリー株式会社とエンジョイント税理士
法人との共催セミナーに
代表税理士 朝倉とCTO・
税理士 宮川 大介が登場
(2024年7月)

書籍



2023年12月発行

[ご購入はこちら ▶](#)





D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >

Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！



YouTube
税理士BARラウンジ
起業成功支援
チャンネル

チャンネルを見る ▶



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

サン共同税理士法人グループ コンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：support@san-kyodo.jp



SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19F

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオスクエア2-D